

平成24年7月11日

株式会社 Wedding Dreamer
代表取締役 高柳さおり 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野美絵子



ご 連 絡

当協会からの平成24年6月13日付「ご連絡」に対し、貴社から平成24年6月29日付で回答書をいただきました。ご対応ありがとうございました。

今回、貴社が7月3日以降使用される「ご婚礼受付規約」「挙式・披露宴パーティ申込書」をご送付いただき、内容について確認いたしました。当協会の申入れにより、取消料の取り扱い等の規約について、旧規約から一定の是正が図られた点を評価し、今回の申入れについては一旦処理を終了することにいたします。

また、貴社は当協会の申入れ後、新規約案を策定するにあたり、原則として社団法人日本ブライダル事業振興協会のモデル約款に基づいた改訂を行っておられます。しかし、モデル約款は、結婚式・披露宴契約に係る損害等の標準を示したのではなく、当協会としては、モデル約款の合理性も検証が必要であると考えております。つきましては、引き続きまして、より消費者に負担が少ない、公正妥当な規約の検討をされたく要望します。

なお、当協会は、今後も貴社の消費者に対して交付する書面の内容や実際の運用が法の趣旨に添った適正なものであるかについて、絶えず関心を持って注視し、違法・不当な運用があれば改めて是正の申入れ等を行う所存ですので、その旨申し添えます。

また、従前よりお知らせしておりますとおり、貴社のご対応を含む本件の一連の経過について、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することも併せて申し添えます。

以上

(本件に関する連絡先)

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
〒108-8566 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
TEL:03-3448-9736
FAX:03-3448-9830